

平成26年度特別研究会（第5回，  
当事者の特性に応じた審理の在り方）

講演と意見交換

「聴覚障害のある人へのわかりやすい伝え方  
～法廷活動を通じて感じたこと」

講演録

弁護士 田門 浩

平成27年3月

司法研修所

司法研修所では，平成26年度特別研究会（第5回）を平成27年1月15日から同月16日まで実施した。

本資料は，平成27年1月15日に行われた弁護士田門浩氏による講演と意見交換「聴覚障害のある人へのわかりやすい伝え方～法廷活動を通じて感じたこと」における内容を取りまとめたものである。

## 【司会】

講師の田門浩先生を御紹介します。田門先生は、司法修習の期は50期で、平成10年4月に東京弁護士会で弁護士登録され、現在に至ります。

先生御自身が生まれながらに聴覚障害をお持ちですが、東京大学法学部を御卒業後、千葉市職員として勤務されていた間に司法試験に合格され、法曹となりました。現在は、聴覚障害その他の障害を有する方から依頼を受けて法廷活動を行っていらっしゃいます。

御著書には、「ろう者から見た『多文化共生』——もうひとつの言語的マイノリティ——」（共著、ココ出版、2012年）があり、また、現在日本社会事業大学の非常勤講師を務められるなど教育にも尽力されています。

本日は、先生のこれまでの御経験を踏まえて、「聴覚障害のある人へのわかりやすい伝え方」、副題として、「法廷活動を通じて感じたこと」と題しまして御講演をしていただきます。

## 【講師】

皆さん、こんにちは。司会の方から御紹介いただきました田門と申します。

司会の方のお話のとおり、私は耳が聞こえませんが、通常、手話を使って話をしています。本日は、手話通訳者2名を同行しまして、私の手話を音声にして読み取り、皆様にお伝えするという方法をとっております。これがいつもの方法です。

裁判所に行く際も、私は、通常、手話通訳者を1名同行し、裁判官、そして相手方に対して手話通訳を介したコミュニケーションをしております。そして、尋問の際には、手話通訳者を2名同行します。それは、尋問の際は時間が長くなり、手話通訳者1名では集中力が落ちてしまうことから、そうしています。1回20分程度が集中力を維持できる限界です。それを超えるとなかなか集中することができませんので、2名同行するという方法でやっております。

私は司法修習の期が50期です。大体20年近く前になりますが、司法研修所で研修を受けました。そのときも、最高裁判所の御配慮をいただきまして、2年間、手話通訳者をつけて修習を受けることができました。

本日、久しぶりに司法研修所に参りまして、裁判官の皆様、書記官の皆様の前でお話できますことを非常に光栄に存じております。1時間半ですが、もしかしましたら、うまくお伝えできないところもあるかもしれませんが、御了承いただければと思います。

資料に沿いましてお話ししたいと思います。

## 【スライド2●照】

先ほど御紹介のとおり、私は生まれつき耳が聞こえません。ただ、聴覚障害と言いましても、一人一人障害の程度は異なっております。聴力の損失の程度が少ない方もいますし、損失程度が高い人もいます。私の場合は、聴力の損失程度が高いほうになります。数字で申し上げますと、130デシベル以上の音でも聞こえません。

具体的に言いますと、大きな道路ですね、車の往来の激しい大きな道路でも聞こえないという状況で、例えば、暴走族の爆音がありますね。あのぐらいの音になりますと、そのマフラーの音が体に響いて伝わる、それだけを感じるという状況です。

聴覚障害というのは、大きく分けて2つに分かれます。1つは伝音難聴で、もう一つが感音難聴です。伝音難聴というのは、音声を耳の中の神経に伝える部分に障害があるということです。感音難聴というのは、耳の神経そのものの障害です。伝音難聴の場合は、補聴器で音を大きくして聞くことができますが、感音難聴の場合は、聴覚の神経そのものが障害しておりますので、音を大きくしても内容を理解することはできません。

私は感音難聴です。ですので、音を大きくしましても、その内容を理解するということができないわけです。

### 【スライド3●照】

聴覚障害者のコミュニケーション方法ですが、これは一人一人さまざまです。大きく分けると3つに分かれると思います。1つ目は手話、2つ目は筆談、3つ目が口話です。口話とは、口の形を読み取るという方法です。

これらコミュニケーション方法の違いは、概ね聴覚障害者本人の聴力を失った年齢によって異なります。生まれたときから聞こえない場合には、ほとんどの方が手話を使います。成人してから聞こえなくなった人の場合には、手話はなかなか覚えにくいので、筆談によるコミュニケーションが主になると思います。

また、聴力の程度によりましても、コミュニケーションの方法が異なります。全く聞こえない場合には、手話を使う方が多いと思います。しかし、聴力が残っている場合には、手話を使わない方も多くいらっしゃいます。これは、自分の身の周りの人とのコミュニケーションの方法としてどういう方法をとっているかにもよります。周りに手話のできる人がいない場合、聴覚障害者本人は、筆談あるいは口話でコミュニケーションを取ります。もし周りに手話によるコミュニケーションができる人がいる場合には、手話を使う方が多いです。

このように、聴覚障害者一人一人、コミュニケーション方法はさまざまです。

### 【スライド4●照】

手話そのものにも大きく2つの種類があります。1つは日本手話です。2つ目が日本語対応手話です。日本手話というのは、音声言語とは違う文法による言語です。日本語対応手話は、日本語の文法を使って手で表現するというものです。日本語の文法に対応しております。「判例タイムズ」にも、そのようなことが以前載りました<sup>1</sup>。

日本手話の文法例にはいろいろありますが、簡単にまとめてお話ししますと、【スライド4番】の一番下に「車がびゅっと走る、よろよろと走る、ゆっくり走る」という例を挙げました。

「車」は右手で物を軽くつかむような手の形にして手話で表現します。この右手を車の車体に見立てて、右横側から左に向けて大きく動かして「走っている」ことを表現し、「車が走っている」という手話になります。人が走るときは、両手ともにぎり拳を作り、両腕を折り曲げながら交互に前後に振って人が走るさまを身振りで表現し、「人が走る」という手話になります。このように、走るものによって表現が変わります。「車がびゅっと走る」という言葉をどう表現するかというと、さきほどの「車が走っている」という手話と同じやり方で、右から左に向けて手の動かし方をスピーディーに行うことで表現します。これに対し、「のろのろ走る」となると、手の動かし方をゆっくり行うことで表現します。手を動かす早さで「ゆっくり」という言葉を表現するのです。

このように、日本語の表現方法と手話での表現方法とは異なるわけです。手話通訳者は、日本語対応手話と日本手話、2つを理解しなければなりません。この内容も先ほど御紹介した「判例タイムズ」に載っています。

#### 【スライド5●照】

聴覚障害者の中には、日本語が苦手な方がかなりいらっしゃいます。例えば、新聞の中身がつかめない、理解できないという方もかなりいらっしゃいます。それは、音声情報が耳から入らないということの影響で、適切な教育を受けていない場合は日本語力が伸びないという事情があるからです。耳の聞こえない子供が通う学校として、聾学校というのがあります。しかし、聾学校ではこれまで長く手話の使用を禁止されてきました。すなわち、聾学校の中では、学校の先生の口の形を生徒が読み取る方法によって教育がされていたのです。とはいえ、生徒としては、先生の口の形を読むのは非常に難しいわけです。ですから、学校の先生の話の内容が分からないまま学校を卒業していく子供が多かったのです。その結果、日本語力が伸びないまま社会に出た聾の方がたくさんいるという事態になっているのです。

<sup>1</sup> 名古屋法曹三者問題別研究チーム（障害者裁判員への配慮）「障害者が裁判員に選任された場合に法曹関係者として配慮すべきこと」（判例タイムズ1353号35頁以下）参照

### 【スライド6●照】

一方、聴覚障害者の中には、自分のことを聾者だと言う人がたくさんおります。聴覚に障害がある人全てのことを聴覚障害者といいます。聾者というのは、その中で日常的なコミュニケーションを手話で行う方、これを聾者と呼ぶことが多いです。私もそうです。日常的に手話を使っておりますので、私は自分を聾者だと思っております。

### 【スライド7●照】

今、日本の中で聴覚障害を持つ弁護士は9人います。検察官はまだいません。アメリカでは聴覚障害を持つ検察官が複数いると聞いております。裁判官はアメリカでは以前1人いました。アメリカでの聾者の弁護士は300人います。

【スライド7番】に書いてあるとおり、私は、今、弁護士として17年目になります。

依頼者の中で、80%は健聴者で、障害のない方でして、残り20%が聴覚障害者です。私の場合は、法律事務所にいつも手話通訳者1人を常駐させております。事務所にいる手話通訳者と一緒にさまざまな場所に出かけていきます。

### 【スライド8●照】

聴覚障害者からは、1年間に50人ほどの法律相談を受けています。相談の種類ですが、一番多いのは離婚問題です。次いで自己破産、それから金銭的な被害、その後は労働です。この4種類が多いです。刑事事件はたまにあるぐらいです。3年に1回ぐらいの割合で、聴覚障害者の刑事事件の依頼を受けます。

### 【スライド9●照】

聴覚障害者から見た裁判所についてお話をしたいと思います。

一般の方と同じように、聴覚障害者も裁判所を使う機会はなかなかありません。もし聴覚障害者が最初に何か困ったことに遭った場合、行く場所としては2つの場所があります。1つ目は福祉事務所です。それからもう一つは警察署になります。例えば、ほかの人にお金を貸し、そのお金が返ってこない、そのような問題に遭ったときに、最初に行くのは警察署になります。また、私のところに相談に来る障害者の方もいます。そして、弁護士に相談した結果、裁判所に行くように勧められる。そのときに初めて裁判所という機関を使うという方が多いです。

聴覚障害者から相談を受ける際に、聞かれる質問の多いものとしては、裁判所には手話通訳者がいますか、という質問があります。また、裁判所では一人で手続ができますか、このような質問も多いです。申し訳ないのだけれど、裁判所には手話通訳者がいません、と答えています。また、手続は一人での手続はちょっと厳しいのではないのかな、難しいのではないのかな

と答えるようにしています。

聴覚障害者本人に対して、福祉機関から手話通訳者の派遣をもらい、手話通訳者と同行して裁判所に行くことを私は勧めております。裁判所といえば、大事な手続をやる場所だと思えます。ですので、一人で筆談だけでは十分に手続を進めることが難しいかと思えます。そこで、手話通訳と同行したほうがいいと私は勧めているわけです。

#### 【スライド10●照】

障害者基本法という法律があります。平成23年に障害者基本法が改正されました。29条の中に、司法手続における配慮規定が入っています。その内容については今日詳しくはお話しいたしません、その条文をスライドに載せました。

特に下から4行目に、「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに」という文言がありますが、そのような内容の規定が新しく加わりました。

#### 【スライド11●照】

この障害者基本法の改正を受け、私から裁判所の受付に御提案したいと思います。

受付は、手続の教示における配慮です。そのとき、御配慮いただけたらなという思いから御提案いたします。

1つは、裁判所には手続説明のビデオやDVDがあると思えます。できれば、そのビデオ、DVDに手話通訳をつけてほしいと思えます。

次に、字幕ももっと増やせばいいかなと思っております。ただ、字幕だけですと内容をつかみ切れない聞こえない人もたくさんおります。ですので、手話プラス字幕の両方を備えたビデオ映像があるととてもいいかなと思っております。

さらに、裁判所の受付には、筆談で十分に理解して手続を進めていくことができない聾者がいますので、こうした方には、手話通訳者の派遣機関があることを教えてあげるとよいと思えます。ただ、聴覚障害者の中には、手話通訳者の知り合いが多いので、そうした派遣機関から自分の知っている手話通訳者が来るのを嫌がる方がいます。できれば、その点にも御配慮いただけたらと思っております。つまり、手話通訳者を必ず連れてこいと指示するのではなく、手話通訳者の派遣が使えますよと勧めただけのぐらいでよろしいかと思えます。また、できれば、日本の裁判所にも、専門の手話通訳者の派遣制度が欲しいかなと思っております。そして、裁判所の職員の方々も手話を勉強していただけるととてもありがたいと思えます。

#### 【スライド12●照】

それから、視覚障害者につきましては、点字資料を準備していただけると助かります。また、

音声を読み上げるということも必要になってきます。ほかに、裁判所の書類にも点字をつけていただく。そして、御本人にお渡しする。

それから、知的障害者についてですが、分かりやすい言葉で説明する必要があると思います。

#### 【スライド13●照】

ここで、裁判所の通訳者の位置づけについてお話をしたいと思います。

これにつきましては、裁判所の皆さんのほうが私よりも詳しく御存じだと思います。もしかしますと釈迦に説法になるかと思いますが、御了承ください。

私が少し考えることについてお話をしたいと思います。

民事訴訟法154条に規定がございます。その中に、手話通訳者についての規定がございます。ただ一つちょっと難しいところは、手話通訳人の費用についてです。これは、裁判費用に含まれますので、裁判所に手話通訳者をお願いする際に、その通訳人の費用は、予納義務が生じるということになります。ここは将来的には、国会で法改正が必要になるかと思っています。

もう一つ、私は手話通訳者を同行させるのですが、手話通訳人の位置づけも、今ははっきりしていません。補佐人かあるいは通訳人かが曖昧な状態なのです。今は相手方から承諾をいただいた上で、宣誓は行わないで手続を進めているのが実情です。

#### 【スライド14●照】

米国の裁判所の手話通訳について御紹介したいと思います。

アメリカの場合は、ADAという法律があります。<sup>2</sup>

このADAには、裁判所が障害者に対し、手話通訳者などの効果あるコミュニケーションを確保しなければならないという規定があります。そのため、アメリカの場合は、手話通訳者の費用は裁判所が出すことになっています。

私は、2003年アメリカのギャローデット大学に留学をした経験があります。資料の最後【スライド34番】の私の略歴に載せております。ギャローデット大学は、耳の聞こえない人だけが入れる大学です。場所は、ワシントンDCにあります。

#### 【スライド15●照】

留学するついでに、アメリカの裁判もいろいろ見てきました。このスライドは、アメリカのワシントンDCの連邦地方裁判所等の建物です。

これは、同じ建物に地方裁判所や家庭裁判所などが入っているので「等」となっております。

---

<sup>2</sup> Americans with Disabilities Act of 1990. アメリカ障害者法又は障害を有するアメリカ人法と訳される。

### 【スライド16●照】

その建物の中には、常駐のコーディネーターがいます。コーディネーターは2名常駐しています。1名は外国語通訳を担当するコーディネーターです。もう一人は手話通訳者を担当するコーディネーターです。その他の裁判所の専用の通訳者も何人かいます。コーディネーターを通し、アメリカの聴覚障害者は、気軽に裁判所を利用することができるという状況です。アメリカの聴覚障害を持つ弁護士も、裁判所に頼んで手話通訳者をつけてもらうことができます。

### 【スライド17●照】

この【スライド17番】の写真にあるのは、裁判所通訳サービス室です。建物の3階にあつたかと思います。

### 【スライド18●照】

この【スライド18番】に映っている2人の人物ですが、向かって左は私です。右が手話通訳者のコーディネーターの方です。お名前が■■■■さん。彼が聴覚障害者から依頼を受けたとき、手話通訳者を確保するという仕事を担当し、また自分自身も手話通訳活動をします。この写真を撮った部屋が、コーディネーターの部屋です。裁判所の中にある部屋です。聞こえない人は、そのコーディネーターの部屋に行って、■■■■さんと一緒に法廷に行きます。それで、そのまま■■■■さんが手話通訳をするという方法をとります。

### 【スライド19●照】

アメリカでは、聴覚障害者自身も通訳を行うことがあります。と言いますのは、アメリカの場合はいろいろな国の人がアメリカに来ております。聴覚障害者に関しても同じです。世界のいろいろな国々からアメリカにやって来ています。中国人、韓国人、私のような日本人、ヨーロッパの人もありますし、いろいろなさまざまな国の聴覚障害者がアメリカに来ています。そういう場合、アメリカの手話を知らない人がたくさんいます。

先ほどの■■■■さんのように、耳の聞こえる手話通訳者だけではなく、耳の聞こえない通訳者も活動しています。耳の聞こえる手話通訳者が音声をまず手話化します。耳の聞こえない通訳者がその手話を読み取って、それを身振りのような方法で表現して、アメリカの手話が分からない聴覚障害の方に伝えるという方法をとっております。これをリレー通訳といいます。アメリカでは、リレー通訳は頻繁に行われています。アメリカのお話は以上です。

### 【スライド20●照】

先ほども申しあげましたように、聴覚障害者といってもさまざまなコミュニケーション手段があります。コミュニケーションのレベルもさまざまです。コミュニケーションスキルという

言葉があります。コミュニケーション技術です。これは、大きく2つに分かれます。1つは生活言語能力、もう一つが学習言語能力です。生活言語能力は、場面への依存度が高く、認知的要求の少ない生活場面での会話を中心とした力です。これに対し、学習言語能力は、場面や文脈への依存度が少なく、認知的要求の高い学習言語能力をいいます。このように、コミュニケーションスキルはこの2つに大きく分かれます。

生活言語能力といえますと、物を買うとか、電車に乗るとか、バスに乗るとか、日常生活で使うコミュニケーションのことを指します。具体的な場面で使うコミュニケーションだと思ってください。

これに対し、学習言語能力は、例えば、経済の仕組みとか、国会の仕組みとか、裁判の仕組みとか、このような日常生活では余り使わない抽象概念を含むコミュニケーションのことです。

#### 【スライド22●照】

聴覚障害者の場合、一般に、1番目の生活言語能力はある程度高いレベルであります。しかし、学習言語能力は余り高くない方がたくさんいらっしゃいます。それは、先ほどお話ししましたように、聾学校において十分な教育を受けられなかったということが原因の一つとしてあります。そのため、例えば、抽象的な概念の理解が難しいということも多々あります。これから具体的にお話ししていきたいと思えます。

#### 【スライド21●照】

学習言語能力が未発達の場合、思考が即物的になる傾向があります。そうすると、具体的な場面しか認識できないという問題があります。これは、何かの出来事、何か起きたときに、その背景に関する思考などができないということです。例えば、お金をもうけるという話を聞いたとき、学習言語能力が高くない場合、「お金をもうける」ことだけを見ていく、見てしまう。このもうけるということの背景までは思いが至りません。なぜもうかるのかというその理由まで考えが及びません。

#### 【スライド23●照】

いくつか具体例を紹介します。

日本の聾者は、学習言語能力が高くない場合、物事をストレートに発言する傾向があります。例えば、裁判員広報用DVDの中で、健聴者が「大事に至らなくてよかった」という、そう発言している場面がありました。しかし、その言い方では、そのような聾者には通じにくいと思えます。聾者だったとしたら、「人が死ななくてよかった」というような言い方をしましょう。もし、これを皆さんのような聞こえる人に言うと、ちょっとショックを受ける表現か

と思います。しかし、聞こえない人は、このような言い方が本当に一般的です。

#### 【スライド24●照】

手話は視覚言語であるという特性があります。すなわち、目で見てぱっと内容をつかむ、つかめる、そして、つかむ必要がある言語です。手の形、動作、表情を組み合わせ、同時に多数の意味を盛り込むようにして、短時間で伝えなければなりません。ですから、余り長々と話をすると、聾者はだんだんとその内容がつかみにくくなります。ましてや、学習言語能力の低い場合は、長く話されると混乱してきます。そのため、例えば、遠回しな言い方というのは、聞こえない人には、非常に通じにくい言い方になります。

#### 【スライド25●照】

例えば、「前向きに検討してください」という言葉があります。これは学習言語能力が高い聾者の場合は意味をつかむことはできると思います。しかし、学習言語能力が高くないと、この表現では通じにくいかなと思います。

また、「証言の信用性には構造的な問題点があります」、これでは聾者はちょっと通じないと思います。もし聾者に通じるように言いかえらしたら、「それでは信用できません」というような言い方が通じると思います。

ほかに、「起訴が正しいかどうか、抜本的に見直す必要があります」、これも聾者には通じないかなと思います。通じる言い方に言いかえてみると、「主張は間違っている」、これでしたら通じると思います。

「共謀していないと判断するのが合理的です」、これも通じにくい例です。どうしたらいいでしょうか。「共謀していません」という言い方でしょうか。これでしたら通じると思います。

筆談でメモをするときにも、非常にコンパクトに、端的に書いたほうが良いと思います。

#### 【スライド26●照】

実際の民事裁判の例です。私は聞こえない依頼者と一緒に裁判に行きました。その依頼者は、耳の聞こえない人で、学習言語能力も高くありませんでした。弁論準備期日、和解の話合いの際、裁判官は、その聾の依頼者に対し、「前向きに検討してください」と発言されました。

手話通訳を通してその話があったわけですが、「前向きに検討する」という手話の表現は、それはできます。「前向き」という表現もありますし、「考えてください」という手話で「検討してください」という意味を表現出来ますので、このような手話表現、通訳は可能です。あるいは、「積極的に」という表現を使って、「積極的に考えてください」と手話で表すことはできます。しかし、そのように手話で表したとしても、これが裁判官の考えている意味で伝わ

るかという、通じにくいのです。

そこで、私のほうから裁判官に、もっとはっきりした言い方に変えていただけないでしょうかとお願いしました。これを受けた裁判官は、「和解した方がいいよ。ぜひとも考えてください。」とおっしゃいました。それで聞こえない人は、なるほど、そういう意味だったのかと理解できました。裁判官に場面に適した言い方に変えていただいたわけですが、はっきりした言い方のほうが通じやすいことが多いと思います。

#### 【スライド27●照】

その他、抽象的な概念も、聞こえない人には通じにくいことがあります。

例えば、「理不尽な要求」という言葉があります。聞こえない人にこの言い方をしますと、多くの場合通じにくいでしょう。もし、この言葉を説明するのであれば、「不当な要求」という言い方がよいと思います。

#### 【スライド28●照】

その他、慣用句、慣用語も聞こえない人には通じにくいことが多いです。例えば、「生きがい」という言葉があります。「生きがい」というのは、聞こえない人の中には、通じる人もたくさんいますけれども、通じない人もたくさんいます。この場合は、別の分かりやすい言葉に置き換えたほうがよいかもしれません。「生きがいを奪われた」でしたら、「将来の希望がなくなった」、このような言い方に変えると通じるかもしれません。

2つ目の「言い分が通用しない」、これも意味の分かる聞こえない人もいますが、なかなか意味が伝わらない方もたくさんいます。これを分かりやすい日本語に直しますと、「話が通らない」、そのほうが通じやすいと思います。ちなみに、日本語と手話というのは言語が違うので、私は、こうした置換えするに当たって、手話で考えてそれを頭の中で日本語に置換える作業をしてからお話ししています。

続いて、3番目「詐欺師と言われる始末でした」という表現はどうでしょう。この「始末でした」という言葉が、聞こえない人にはなかなか通じません。この場合でしたら、「詐欺師と言われてしまった」とはっきり言ったほうが通じやすいでしょう。

さらに、「身の程知らずと言われました」については、「身の程知らず」を別の言葉に置き換えますと、「君には合わない。全く合わないよ」というはっきりした言い方になります。

それから、「身体にこたえました」は、端的に「苦しかった」と言ったほうがよいでしょう。

最後の「対立は泥沼化しました」は、「すごく対立した」の方が通じやすいかと思います。

このように、聞こえない人の中には、慣用語を知らない人がとにかく多いです。

## 【スライド29●照】

特に皆さんにお伝えしたいのは、「仮定」の表現が、聞こえない人にはなかなか通じにくいということです。これから具体的に説明していきたいと思います。

詐欺の被害者から相談を受けた例です。彼に対して、いろいろな事情を聞いた際、私から仮定として聞いたことがありました。相談者の方は、相手にお金を渡したのですが、その相手は渡したお金を個人的な借金の返済に使ってしまったというのです。その渡したお金は、結局戻って来なかったのです、その耳が聞こえない本人から相談に来ました。

私は、その話を聞いて、これは詐欺ではないかと考えました。そういう思いから、いろいろな事情をその人に聞いたのですが、その際、「もし彼が本当のことを言っていたならば、あなたはお金を渡しましたか」と聞いたところ、相談者本人は、「えっ」と言ったまま答えることができなかつたのです。そして、私の質問には答えず、「とにかくお金を渡したんだ」、「とにかくお金を渡してしまったんだ」という、その繰り返しでした。

しかし、実は、これは、相談者の側で、意味が分からずに答えられなかつたのです。聞き方がまずかつたのか、通じなかつたのです。

そこで、私は、事実関係を細かく分けて一つ一つ聞きました。聞き返したのです。

まず、「あなたは彼にお金を渡しましたか」、彼は「はい」と答えました。

次に、「彼が何にお金を使ったのか知っていましたか」、「知っている」という答えです。

そして、「お金は何に使ったのか」と聞きました。すると、「彼の借金返済に使ったんだ」といいます。私は、「あなたは、彼にお金を渡す前から、そのお金が彼の借金返済に使われることを知っていましたか」と聞いたところ、「いや、それは知らなかつた」との答えでした。「あなたが彼にお金を渡すときに、彼の借金返済に充ててもいいと思っていたのか」と聞いたところ、「いや、思っていない」との答えでした。

そのように、段階を踏んで細かく聞いておくと、答えが返ってくるのです。それによって内容を把握できるということです。ですから、もし証人尋問の際、仮定の内容を尋ねようとするときには、注意が必要になるかと思えます。うまく答えられない場合には、そこからどう心証を取るかとても注意が必要になってきます。そこは強くお願いしたいところです。答えられないのは、意味が分からないだけということも多々ありますので、そこを注意していただきたいなと心から思います。学習言語能力が高くない聞こえない人の場合には、仮定の質問に対してはうまく答えることができません。その辺の御配慮をお願いいたします。

もう一つの例です。理由を聞く質問があります。例えば、「あなたは、どうしてナイフを持

っていたの」と聞いたとします。そのときに、聞こえない人の中には、うまく答えることができない人もいます。私はそうした場面では違う方法で質問をします。私は、「あのときナイフを持っていましたか」と聞くと、「はい」と答えます。次に、「そのナイフは料理をするために持っていったのですか」と聞くと、「いや、違う」と答えます。では、「そのナイフは果物をむくために持っていたのですか」、「いや、違います」と、言葉を変えているような質問をして、その中で該当する答えが出てきました。

そのときは、料理のためか、果物をむくためか、では、釣りのために使っていたのかと聞くと、いずれも違うとの答えでした。そのやり取りをしたうえで、「では何で持っていたの」と聞いたところ、実はこういう理由があったという答えが出てきたのです。誘導にならないように注意をしながら、あえて違うようなことを聞いていくのです。いろんな質問を重ねて、やっと自分の考えたことが出てくるというわけです。

ですから、最初からオープンクエスションをしても、すぐには答えられないのです。ほかの例をいろいろ出して、やっと自分の考えることの答えが出てくるということです。そうした手間を掛ける必要があるという特徴がありますので、聞こえない人に対し理由を尋ねる質問があった場合の心証の取り方には御配慮いただきたいと思います。答えられないからといって、本人の言い分がないとは限りませんので、沈黙の態度からすぐに心証を取ることがないように御配慮いただきたいと思います。

### 【スライド30●照】

それから、複雑な構文についてです。この場合も、聞こえない人はなかなか理解できません。例えば、二重否定の文です。この例でいいますと、「被告人の行為は正当防衛以外の何ものでもありません」、この言い方だと、聞こえない人にはなかなか意味がつかめません。もし分かりやすい言い方に変えるならば、「被告人の行為は正当防衛です」、このようにストレートに言ったほうが通じると思います。

複雑な構文の場合も注意が必要になってきます。この例でいいますと、「太郎がきのう花子さんに会ったのは彼女の家だった」、これも聞こえない人にはちょっと曖昧な感じに受けとめてしまいます。構文には単文と複文がありますが、複文はできるだけ避けていただいたほうがよろしいかと思います。単文に分けて話したほうがとても伝わりやすいです。

ところで、この講演が始まる前に、障害者疑似体験として、皆さん方はいろいろな経験をされたとうかがいました。その中に、聴覚障害者疑似体験の一つとして、「筆談メモ」があったと思います。とてもいい内容だったと思います。話し言葉をそのまま書くと、聞こえない人に

とってはとても通じにくいものです。ですから、私は、話し言葉に比べてすごく分かりやすくなったと思いました。話し言葉ですと時間もかかってしまいますから、短くコンパクトにまとめて書くというのがいい方法になります。

ただ、その中でも、複文の使用を避けると、もっと分かりやすい文章になります。

例えば、先ほどの筆談メモの中に、できる限り簡略化した例として、

時間 平成27年1月20日(火)午後1時15分

場所 弁論準備室(書記官室の向かい側) ←前回期日と場所が違うので注意

という例がありました。

この中の「前回期日と場所が違うので注意」の部分については、「ので」を取り除くと、もっと分かりやすい文章になります。「ので」が入ると複文になってしまうのです。ですので、この中の「ので」をとってしまい、「前回期日と場所が違う。注意!」とすると、とても分かりやすい文章になります。

次に、主語の省略、これも聾者には通じにくい文章です。手話は主語が必要な言語です。例えば、手話の中に、指さしというのがあります。自分のことを話すときは、自分の胸のあたりを指でさします、これは私が主語になっているという意味です。あなたを主語にするときは、反対に、相手に向かって指をさします。相手に向かってあなた、第三者の場合は、横のほうに向けて指さしを行うというような表現方法があります。私が話す、私が言った、このように私が話したということを表す手話は、全て私の胸を指してから、「話す」という手話表現をします。相手が言った場合は、相手の方向から話が出るという意味ですから、まず相手を指さして主語を確定して、そちらの方向から話すという手話になります。この手の向きも文法になっておりますので、彼、第三者の彼という、親指を立てて、これが主語としての彼になります。指さしをして主語を確定して、そちらから言うという、話すという手話が方向で表現されます。

主体によって手の向きも文法上異なってきます。それで、この例文に戻しますが、「そう言っていたんですね。」と音声では言いますが、ここには主語がないので、こうした表現は、手話の表現のしょうがなくなってしまいます。その点も御配慮いただければと思います。

学習言語能力の発達している聾者の場合は、会話に慣れておりますので、その会話の文脈から誰が言っているということは分かりますが、学習言語能力が高くない場合には、主語が消えた発言になると意味が曖昧になってきてしまいます。

### 【スライド31, 32●照】

聾者が使う日本語と健聴者が使う日本語との違い、一致しない場合もあります。具体例を申し上げますと、ある聾者の被疑者と警察で接見をしたときのことです。最初、彼に会って、「逮捕のときどんな気持ちだったか」と手話で聞きました。そのとき彼が答えたのは、「けいれんをする」という手話表現だったのです。これは、普通の日本語として捉えようと思うと、意味がつかめません。しかし、彼はこの「けいれん」という表現のときに、体がかたくなっている様子を表現したわけです。このような動き、体がかたくなっているというのは、「体がかたくなったと思うほど緊張をした」という意味になるわけです。そこで、「緊張するぐらい怖かったか」と私のほうから聞き直したところ、「そうだ」という答えをもらいました。

つまり、その本人は、別の場面で、体のけいれんをした経験を有していたわけです。そして、緊張するときは体がかたくなる、そういうまた別の経験も持っていた。これらが結びついて、彼にとって、緊張する様子を「けいれん」という手話表現で表したわけです。

学習能力の低い聾者の場合、このような表現方法が時々あります。自分の持つイメージがあって、それを別の意味を持つ日本語で表現するということです。ですから、聾者が日本語を表現しても、そのままの意味で受け止めてしまうと、ずれることがあります。筆談の際には、その点を配慮していただいたほうが良いと思います。

例えば、聞こえない人が「けいれん」と書いてきたとします。受けるこちらとしては、その「けいれん」という言葉がその場の表現として不自然なものであると感じる場面であったとします。そうしたときは、「けいれん」という言葉をよくよく考えて意味をつかむ必要があるということです。また、場合によっては、筆談が出来る方であっても、手話通訳を同行することを勧めることが必要なこともあると思います。

ついでに、先ほどの疑似体験で作られた筆談メモのなかに、聾者によっては分からない、あるいは誤解する場合もあるかと思った表現がありました。その一例を申し上げます。

時間 本日午後4時（開場3時30分）から

場所 本館16階大会議室 ←200席限定・先着順 会場へはお早めに！

参加費用は無料、手話通訳あり

これは、全体として大変わかりやすい表現ですから、筆談の際、こうした試みはお願いしたいと思いますが、この中の「会場へはお早めに！」という言葉は少し気をつけた方がよいと思います。確かにこの表現のままでも、ほとんどの聞こえない方には通じると思います。しかし、

聾者によっては違う意味として理解する人もいます。「お早めに」という言葉を「走る」というふうを受け取る人もいます。つまり、「早い」という漢字を「走る」ときに使う意味としてしか理解できないと、そういう語彙として受け止める聾者もいます。つまり、「時間を早く」とは理解できず、「走って会場に来るように」という指示と受け取ってしまうということです。そうした誤解を避けるためには、「早い時間に」という表現にして、「時間」という文言を入れると、さらに通じやすくなると思います。

あるいは、ちょっと笑い話になるかもしれませんが、別の書き方として、ずれた例を申し上げますと、この「お早めに」の「め」を漢字で「目」と表記してしまうと、ちょっと通じにくいかもしれません。「目」が早いという意味は何だろうと思う聾者もいます。聾者の場合、一般的には、できるだけその漢字を書いたほうが通じやすい方法であるといえます。一方、「会場」を平仮名で「かいじょう」と書いてしまうと、とても通じにくいのですので、漢字で書くことによって通じやすくなります。しかし、漢字を使う際にも、慣用語的な漢字は通じにくいという面があるということです。この「お早目に」の「目」も、体の部位としての「目」とは異なる意味で使っていますから、慣用語的な表現には注意していただきたいと思います。

聾者の場合、その漢字の「目」というものをストレートに顔の中の「目」の意味として捉える場合が多いので、平仮名の「早めに」という表現のほうが「早い」という漢字だけで意味がとれますので分かりやすいです。ただ、この「早い」という漢字のイメージを「走る」というふうに捉える場合もありますから、「早い時間」とする。これで通じやすくなると思います。

このように、聾者との筆談をする際には、よくよく注意が必要です。話し言葉のように長く書くと通じません。短く書くことが大切です。しかし、短く書くときも注意が必要で、漢字を使うということ。そして、漢字を使う際には、慣用的な漢字の使い方は避けていただくということ、こういった御配慮をいただきたいと思います。

また、聾者と健聴者とで違う日本語の使い方をする場合があります。例えば、「お骨折り」というような言葉があります。聾者はこれを見たとき、違う意味で捉えます。骨が本当に折れたと、そのように捉える人もいるわけです。これも、慣用語的な表現、そして、漢字の使い方に注意していただきたいという例です。

### 【スライド11●題】

最後にもう一度戻って、【スライド11番】の裁判所での手続教示における配慮という点ですが、窓口での手続について説明をするとき、筆談で説明する方法はいいとは思いますが、ただ、筆談で誤解をする聾者もいるということは御留意下さい。ですから、大事なお話をする、

説明をする際には、できれば手話通訳者を頼むことを勧めるほうがよろしいかと思えます。

### 【スライド33●照】

「結論」として申し上げます。

1つは、聴覚障害者一人一人によってコミュニケーション方法が著しく違うということです。聴覚障害者の中には、手話を使わない人もいます。その中には筆談や口の形を読み取る方法でコミュニケーションをとる人もいます。そうした方々の場合は、言葉を短くして筆談をしていただければ通じるかと思えます。一方で、聞こえない人の中では、筆談でも意味が通じにくい、つかみにくい方もたくさんいます。その見分け方、判断の仕方ですが、聞こえない人が文章を書いてきた場合に、これを見て、この文章の意味が通じないな、何だこれはと思ったときには、手話通訳をつけるよう勧めるのがよいかと思えます。

聞こえない人が、日本語の文章にならない筆談の文章をメモに書いてくることがあります。例えば、「裁判、大変、お金、幾ら」と書いてきた場合、そのメモは手話通訳者をつけたほうがいいかなという判断材料になります。聞こえる人が使うような文章にはなっていませんよね。この場合は手話通訳者が必要でしょう。実際の文章を見て考えていただければと思えます。

ちなみに、これは、「裁判は大変ですよ、費用はお幾らぐらいかかりますか」という意味です。しかし、皆さんはこれだけを見ると、筆談できるかなとちょっと心配になるかもしれません。そのときには、手話通訳を頼んで、同行してもらったほうがよろしいかと思えます。

次に、目の前にいる聴覚障害者とのコミュニケーションに注意を払う必要があります。これが大事です。先ほどお話ししたとおり、筆談にも注意が必要でした。その上で、分かりやすい伝え方でコミュニケーションをとっていただく、これが必要だと思えます。もし手話通訳者を通して話す場合にも、分かりやすい言い方、話し方で話していただくことが必要です。

先ほど例に挙げた、二重否定、それから複文、これは手話に馴染まず、手話通訳者にとって、とても通訳しにくいです。分かりやすく、かつ、単文で話していただくことが、手話通訳者にとっても手話通訳をやりやすいということになります。そして、慣用語もできるだけ避けていただく、手話通訳者も通訳がとてもやりやすくなります。

耳の聞こえない人が相手の場合には、特にその中でも、手話を使う人の場合には、外国人を相手にするような感覚で接していただくことがいいと思えます。同じ日本人として油断すると、ちょっと危ないかなと思えます。

これからは少し質問を受けたいと思えます。

長い間、御清聴いただき、ありがとうございました。

**【司会】**

どうも有難うございました。

では、折角の機会ですので、どなたか御質問があれば挙手願います。

**【研究員A】**

私は、アメリカの裁判所における手話通訳の充実に非常に感銘を受けました。

その背景として、アメリカにおける聴覚障害者に対する教育は、日本におけるものとどのように違うのでしょうか。

**【講師】**

お答えします。聴覚障害者に対する教育は、日本もアメリカも基本的に同じです。聾学校の中で手話を使わないで教育するというのは世界共通です。しかし、最近、聾教育の中に手話を使い始めるという傾向が出てきました。日本と比べるとアメリカがやや先行しています。

一方、手話通訳者の充実については、日本とアメリカの社会制度が異なっていることが影響していると思います。アメリカは公民権運動が非常に強い国で、黒人とか女性とかの公民権運動が進んだ国ですので、そういう運動の中で、障害者運動も一緒に進んできたため、非常に社会が変わってきたという歴史があります。これに対し、日本社会は、2006年に国連で障害者の権利に関する条約が成立し、2014年にこれを批准してから、少しずつ変わってきたという動きですので、将来の日本に期待したいと私も思っています。

**【研究員B】**

学習言語能力が発達していない人々の話を聞くときに、その理解の仕方を間違えると心証の採り方も間違えるおそれがあるというお話がありました。実際に裁判所がそういう理解を欠いたために事実認定を間違えたのではないかというような御経験はありますか。また、そのような誤解を避けるために、先生が弁護活動の中で工夫されている点はありますか。

**【講師】**

まず、弁護士としての工夫についてですが、2つあります。1つは、依頼者が聞こえない場合、その本人にあらかじめ注意しています。裁判官からの質問が分からないときは、質問の意味が分かりませんとはっきり言うように伝えています。黙っていないように、分からないときは、はっきり分からないと言うように指導しています。それによって、本人もきちんと分からないという発信ができて、裁判官の誤解も避けられるというのが1点です。

2点目は、裁判所に対し、前もって説明をしておきます。仮定の質問は避けたいとか、具体的な質問をお願いしますというように、前もってお願いするという方法をとってお

ります。この2点です。そうしますと、心証の間違えを避けられると思っております。

そして、私自身がかかわった件で、心証を間違っ採られたということはないと思っております。ただ、聞こえる人が代理人になった例の中には、もしかしたら心証を間違えられたかなという事案が少しあったと聞いております。

ただし、これも、前もって本人に対してきちんとアドバイスをするということ、そして、裁判所に対して前もって説明をするということをするれば防げたかもしれないと思います。

#### 【研究員C】

私は今、裁判官1人の支部を担当しています。支部の場合だと本庁と比べて人員が少ないので、本庁と比べて十分な対応ができないこともあるのではないかと懸念しています。そこで、先生が、例えば、支部の事件を担当された御経験の中で、事務官や書記官にこういう受付の工夫をしてほしかったというものがあれば、御教示いただければと思います。

#### 【講師】

私も時々支部に伺うことがあります。一番大切なことは、支部と福祉機関とのつながりが大切だと思います。支部のほうが本庁より地域と密着していますよね。それを活かして、地域の福祉情報を集めていただいて、もしコミュニケーションに不具合があった場合は、福祉との連携をとって対応してもらおうというような仕組みをつくっておくとスムーズに行くのではないかと思います。

私の経験では、幸い支部での対応で問題があったということはありません。しかし、何か困ったことがあった場合には、福祉機関とつながるということが肝要かと思えます。

#### 【司会】

本日、田門先生には、ふんだんに具体例を盛り込んでいただき、聞こえない人とのコミュニケーションを取る上で示唆に富んだお話を頂戴しました。どうも有難うございました。

最後に、先生に感謝の気持ちをあらわしたいのですが。

#### 【講師】

聞こえない人の場合の拍手は、万歳のポーズで両手の平を開いたまま、手をひらひらさせて表します。これが聾者の拍手です。このようにしていただくのもよろしいかと。

#### 【司会】

では、皆さんそういたしましょう。どうも有難うございました。(手話で拍手)

聴覚障害のある人へのわかりやすい伝え方  
～法廷活動を通じて感じたこと～

27/01/15

弁護士 田門 浩

# 自己紹介・聴覚障害とは

- 生まれたときから耳が聞こえない。
- 「聴覚障害」とは...
  - 人間のもつ五感のうち「聴覚」に障害がある状態
- 伝音難聴
  - 音や音声(空気の振動)が物理的な振動の形で伝達される部分(外耳→中耳)に障害があるが、内耳には障害がない＝補聴器が有効
- 感音難聴
  - 音の振動を神経の活動に変換し、中枢へ伝える部分(内耳)に障害＝音そのものにも歪みが生じてしまい、補聴器を使用しても音や音声は明確に聞き取れない

# 聴覚障害者のコミュニケーション方法

(判例タイムズ1353・39～41頁を参照)

- 手話
  - 日本手話...音声言語とは異なる独自の文法
  - 日本語対応手話(手指日本語)
- 筆記
- 口話(読唇・残存聴覚)
- どの方法を採用かは次の3つの要素による
  - ①障害者本人がいつから聴覚を失ったか
  - ②残存聴力がどの程度あるか
  - ③聴覚障害者の仲間のコミュニケーション方法

# 聴覚障害者のコミュニケーション方法

- 日本手話にみられる独自の文法の例
- NMM (non manual markers)
  - 手指を使わないで表情などを使って文法的機能を表すもの
  - 例: 日本語の「てにをは」に相当するものを表情で表す
- CL構文 (classifier)
  - 音声言語で(擬音語・擬声語・擬態語)に相当する手話表現
  - 例: 車がびゅっと走る, よろよると走る, ゆっくり走る

# 聴覚障害者のコミュニケーション方法

- 聴覚障害者の中には、日本語が苦手な人が多い(例:新聞に書かれている内容を理解できないなど)
  - 理由:音声日本語が耳から入ってこないため、適切な教育がなされないと、日本語力がなかなか伸びない
  - ろう学校では手話の使用が禁止され、生徒に読唇を強いてきたため、教師の話の内容がわからないまま卒業してきた。

# 聴覚障害者，ろう者の区別

- 聴覚障害者：聴覚に障害を持つ人々
- ろう者：聴覚障害者のうち，日常的に手話を  
用いて生活を送っている人々

# 自己紹介

- 私は、両耳とも感音難聴
- 補聴器を使っても、音の内容が分からない
- 日本手話を使ってコミュニケーションをしている
- 依頼者のうち80%は健聴者、20%は聴覚障害者。このほかの障害者も若干名いる。
- 日本では聴覚障害をもつ弁護士が私を含めて9名いる。

# 聴覚障害者からの法律相談は……

- 1年間に50人程度の聴覚障害者から法律相談を受けている。
- 相談の種別
  - 離婚
  - 自己破産
  - 金銭的被害
  - 労働
  - 刑事事件

# 聴覚障害者からみた裁判所

- 一般人と同様に、なかなか使う機会がない
- もし困ったことがあったときに最初に行くのは福祉機関か警察署
- 弁護士から裁判所に行くようすすめられることもある
- 聴覚障害者からよく聞かれるのは、「裁判所には手話通訳者はいいますか？」「自分一人で手続きができますか？」
- 裁判所には手話通訳者はいないので、福祉機関から手話通訳者を派遣してもらうことをすすめている。

# 日本における障害者基本法改正

- (司法手続における配慮等)
- 第29条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。(平成23年新設規定)

# 障害者基本法改正を受けての 裁判所受付への提案

- 手続教示における配慮
  - 手話付きビデオでの説明
  - ビデオの説明に字幕を付ける(ただし聴覚障害者には日本語が苦手な人が少なくないことに注意)
  - 手話通訳者の派遣機関の教示(ただし聴覚障害者の中には知り合いの手話通訳者が派遣されてくるのをいやがる人が少数いることに注意)
  - 裁判所において専門の手話通訳を付ける

# 障害者基本法改正を受けての 裁判所受付への提案

- 視覚障害者について
  - 点字資料を用意する
  - 音声読み上げをする
  - 点字での書類を受け付ける
- 知的障害者について
  - わかりやすい言葉で説明する

# 日本における手話通訳者の位置づけ

- **民事訴訟法第154条** 口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。
- 手話通訳人の費用が訴訟費用に含まれる→予納義務が出てしまう
- 代理人弁護士の手話通訳人→補佐人か通訳人か位置づけがあいまい。なお刑事訴訟において裁判員に手話通訳者がつくとき、その手話通訳者は裁判の構成員なので宣誓不要との扱い(判例タイムズ1287号33頁注65)

# 米国の裁判所手話通訳

- ADAタイトルⅡ等により、裁判所は、障害者に対して、手話通訳者など効果のあるコミュニケーション(effective communication)を確保しなければならないとしている。
- 手話通訳者等の費用は、裁判所が支出している。

# District of Columbia Courts ワシントンDCの連邦地方裁判所等



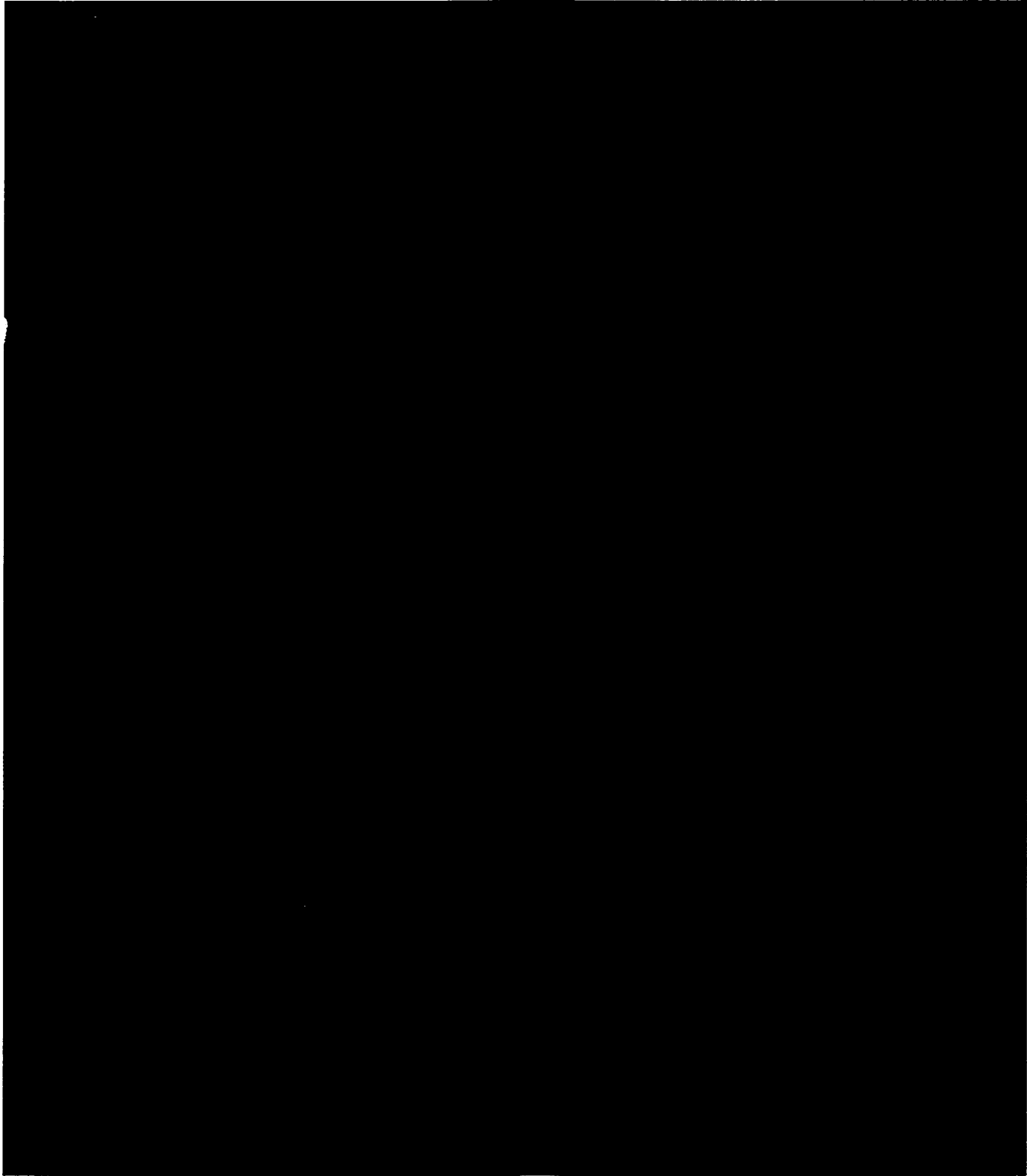
## 常駐のコーディネーター(2003年当時)

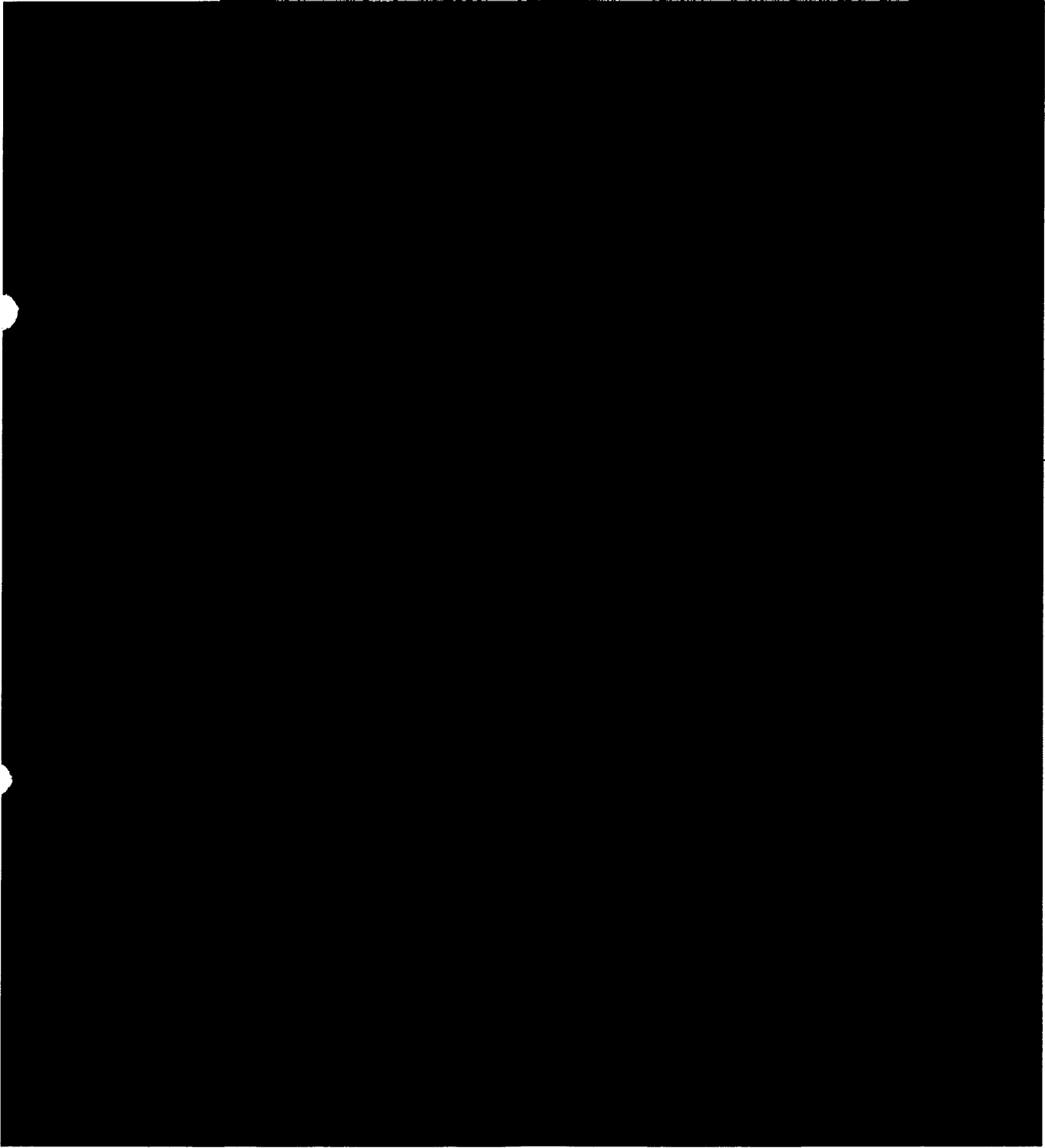
- ワシントンDCの連邦地方裁判所には、常駐のコーディネーターが2名いた(2003年当時)。
- 1名は外国語通訳担当(スペイン語等), 1名は手話通訳担当。
- その他, 裁判所用の登録通訳者が何人かいる
- ろう者のリレー手話通訳者もいる
- コーディネーターをとおして米国の聴覚障害者は気軽に裁判所を利用できるようになっている
- 米国の聴覚障害弁護士も裁判所の手話通訳に通訳を依頼している(弁護士も裁判所利用者の一人と扱われる)

# Office of Court Interpreting Services (OCIS)) (裁判所通訳サービス室)



[http://www.dccourts.gov/internet/public/aud\\_ocis/main.jsf](http://www.dccourts.gov/internet/public/aud_ocis/main.jsf)





# ろう者のコミュニケーションスキル

- 生活言語能力: 場面への依存度が高く認知的要求の少ない生活場面での会話を中心とした力 (Basic Interpersonal Communication Skills ( BICS ))
- 学習言語能力: 場面や文脈への依存が少なく認知的要求の高い学習言語能力 (Cognitively Academic Language Proficiency (CALP))

# 学習言語能力が未発達の場合

- 思考は即物的になりがち
  - 例:「東京都知事から認可を得られている福祉団体だ。高い配当を得ることができる」と言われると、東京都知事という言葉や配当にだけ目が行ってしまう
- 事案の背景に迫るような非即物的思考が困難
  - 例:「高い配当を得ることができる」と言われた場合、なぜ高い配当がもらえるのか、それほど高い収益になるのかというところまで考えが及ばない

# コミュニケーション経験の不足

- 学習言語能力を高めるようなコミュニケーション経験が不足することも多い
- ろう者間のコミュニケーション能力の差異が大きい
- ろう教育の問題点
  - 理由: 音声日本語が耳から入ってこないため、適切な教育がなされないと、日本語力がなかなか伸びない
  - ろう学校では手話の使用が禁止され、生徒に読唇を強いてきたため、教師の話の内容がわからないまま卒業してきた。

# ストレートなコミュニケーション方法

- 日本のろう者は、健聴者と比べるとストレートに物を言う傾向がある
- 裁判員広報用DVDを例にとつて言うと...
  - 健聴者「大事に至らなくて良かった」
  - ろう者だったら...
  - 「人が死ななくて良かった」

# ストレートなコミュニケーション方法

- これはなぜか？
- 視覚言語の特性（同時に多くの情報を与えるという点）
  - 手型・動作・表情等を同時に表出する方法をとることで同時に多数の意味を盛り込むようにして、全体的なメッセージを発する時間を短くする
  - 表示の負担を減らすとともに、相手方もその内容を認知・把握しやすくなるようにしている

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 学習言語が発達していない人々とは...
- 遠回しの言い方
  - 前向きに検討してください。
  - 証言の信用性には構造的な問題点があります。
  - 起訴が正しいかどうか抜本的に見直す必要があります。
  - 共謀していないと判断するのが合理的です。

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳が難しい言い回し

- 弁論準備期日にて、裁判官からろう者の依頼者に対して「前向きに検討してください」と手話通訳者を通して言われたので、「もっとはっきり言っていただけませんか」とお願いして、はっきり言っていたら、ろう者がその内容を理解できたという案件

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 抽象的概念

- 被告人の行為は、社会秩序を著しく乱すものです。
- 被害者から理不尽な要求を受けました。

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 慣用語

- 遺族は生き甲斐を奪われてしまいました。
- 被告人の言い分は全く通用しません。
- 雇主からは詐欺師と言われる始末でした。
- 被害者から身の程知らずと言われました。
- 長期間の留置は身体にこたえました。
- 被害者との対立は泥沼化しました。

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 仮定

- もし、彼が本当のことを言っていたら、あなたはお金を渡したのでしょうか。

- あなたは彼にお金を渡しましたか？

- 彼はそのお金を受け取って、何に使いましたか？

- あなたのお金を受け取って彼は自分の借金を返したことを、あなたは初めから知っていましたか？

- お金を渡すときに、彼がそれを借金を返すために使ってもかまわないと考えていたのですか？

- 理由を聞く質問

- あなたは、どうしてナイフを持っていたの

# 学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

## • 複雑な構文

- 被告人の行為は、正当防衛以外のなにものでもありません(二重否定)。
- 太郎がきのう花子に会ったのは彼女の家だった(複雑な複文)
- 次郎さんは、あなたが雑誌を見て、次郎さんが組合員であることを知ったのを、知っていたのですか(複雑な構文)
- そう言っていたんですよね。(主語の省略)

ろう者本人が使用する日本語が  
健聴者の使う概念と一致しないことも

- あるろう者の被疑者と接見した際に、ま  
ず「逮捕されたときは、どのような気持ち  
だったか」と尋ねた。
- すると「けいれん、けいれん」と言う。
- 通常日本語で考えれば、意味がつか  
めない答えだと思う。

ろう者本人が使用する日本語が  
健聴者の使う概念と一致しないことも

- 「けいれんしたかと思うほど怖かったという意味か？」と聞き直してみた。
- 果たして「そうだ」と言う。緊張し体が震える状態を「けいれん」という言葉で言い表したのだ。
- このようにろう者のなかには、普通の日本語とは違う意味合いで日本語語彙を使用することがある。

# 結論

- 聴覚障害者によってコミュニケーション方法が著しく異なる。
- 目の前にいる聴覚障害者のコミュニケーションに注意を払いつつ、分かりやすい伝え方を工夫する必要がある。
- 外国人と話すような感覚で...

# 略歴

- 1990年 東京大学法学部卒
- 1991～6年 千葉市職員(福祉総務課,市政情報課)
- 1996～8年 最高裁判所司法研修所司法修習生
- 1998～現在 弁護士(都民総合法律事務所)
- 2003～4年 米国Washington, D.C.のギャローデット大学留学
- 国立大学法人筑波技術大学(2008～2013), 日本社会事業大学(2010～), 世田谷福祉専門学校(2001～)各非常勤講師
- 日弁連人権擁護委員会障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会員(2005～)